

令和3年度 第1回 新潟支社 入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	令和3年8月5日(木) 新潟支社 会議室		
委員	委員長 吉田 正之(新潟大学法学部教授) 委員 阿部 和久(新潟大学副学長) 委員 石田 直樹(公認会計士・税理士) 委員 岩崎 英治(長岡技術科学大学 大学院教授) 委員 後藤 直樹(弁護士) 委員 石畝 剛士(新潟大学法学部准教授)		
審議対象期間	令和2年10月1日～令和3年3月31日		
抽出案件	総件数 6 件	(備 考)	
工 事	一般競争		1 件
	条件付一般競争		1 件
	拡大型指名競争		1 件
	随意契約		1 件
調査等	1 件		
物品・役務	1 件		
	意見・質問	回 答	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	な し		

	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	<p>【入札監視統一事務局における審査実施状況報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見等なし <p>【入札・契約手続きの運用状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見等なし <p>【競争参加資格停止等の運用状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見等なし <p>【一次苦情及び一次説明処理状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見等なし <p>【談合情報・疑義事実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見等なし <p>【抽出事案の審議】</p> <p>1 工事</p> <p>1) 一般競争入札</p> <p>「関越自動車道 中之島橋床版取替工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争参加資格を有する者が136者のうち、1者しか参加申請が無かったが考えられる理由は何か。 ・工期が長いが、この方が施工し易いということか。床版取替、落橋防止、支承取替など単体発注しても競争参加が見込めないという理由もあるのか。 ・本工事はJVも対象となっているが、一般的にJVというのは業界の中で常に準備されているものか。 ・JVを構成するにも準備時間が必要と思われるが、本工事ではどのぐらいの期間が設定されていたのか。 ・本工事は単体でも参加が可能なのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・傾向的に大手ゼネコンでも床版取替工事の入札に参加する者が少ないが、現場環境も厳しい中で積極的に参加しようとする者が多くないのかも知れない。 業界としても技術者の育成、新技術の開発も行っているという話は聞いており、受注体制を整えている段階かと考える。 ・工事には詳細設計が含まれており、設計に要する期間も工期に含まれている。 施工するためには足場設置が必要だが、そこに様々な業者が輻輳して作業を行うことは難しい。 また、交通規制が可能な期間にも限りがあり、それらの状況を総合的に考えるとこのような工期設定となる。 ・施工実績等を考慮のうえ、案件ごとにJVを構成することになる。 ・入札公告から競争参加資格申請までの期間としては20日間程度を確保するようにしている。 また、当社としては年度の発注見通しを年度当初に公表しており、工事規模等を勘案して事前に準備等している場合もあると考える。 ・可能である。

	意見・質問	回答
	<p>2) 条件付一般競争入札 「北陸自動車道 R3新潟管内舗装補修工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無効となった者の状況について教えてほしい。 <p>3) 拡大型指名競争入札 「日本海東北自動車道 胎内スマートIC工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応札者が1者だけだが、原因として考えられることは何か。 ・現場が市の工事と隣り合わせだが、それぞれを同じ業者で受注する可能性はあるのか。 ・市の工事でも競争入札と考えるが応札者は把握しているか。 ・市発注の工事に応札者があり、高速道路の工事に応札者が少ないことに関して何か考えられるか。 ・国内で高速道路の工事を発注しているのはネクスコ各社だけか。 ・全体的に応札者が少ない傾向があるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・提出書類が不足していた者と施工体制確認資料の提出要請に応じなかった者によるものである。施工体制確認資料を提出しなかった理由を正確に把握している訳ではないが、施工体制評価点が低くなることを踏まえて、落札者となる可能性を考慮したということも考えられる。 ・スマートICの工事は規模が小さく、魅力に欠けるところはあるかも知れない。 ・小規模な工事の場合、比較的小さいゼネコンが競争参加の対象者となるが、積極的にネクスコの工事に対する意欲が少ないのかも知れない。しかしながら小規模な工事を発注していかなければならない状況もあり、地元企業に受注していただけるよう入札制度の問題、周知方法等を工夫している。 ・それぞれの事業者が発注を同じ業者が受注することは可能である。ただし、同じ業者が受注することを事業者側で決めることはできない。仮に1者で施工した方が合理的であるということであれば、ネクスコで施工すべき範囲の工事を市に委託し、1つの工事で発注してもらうことは可能である。高速道路本線側の工事はネクスコが管理する必要があり、それぞれの事業者による発注となったものである。 ・上下線を分けて発注したようだが、それぞれ複数の参加があったと聞いている。 ・高速道路本線に接続する工事であり、管理が難しいところはあるかも知れない。 ・ネクスコのほか首都高等の元道路公団系の事業者となる。 ・本工事のような比較的小規模な工事でも高速道路に近接するため、大規模工事と同様の安全管理や品質管理を要求することになるので敬遠される要因になっているのかも知れない。

	意見・質問	回答
	<p>・工事の魅力とは何かと考えた場合、やはり工事単価になるのか。</p> <p>・本工事において、指名者を新潟県に限定するのではなく、近隣の5県に拡大するという考えは無かったのか。</p> <p>・応札者については結果論とはなるが、不調となった場合に随意契約に移行することを考えると当初から間口は広くするという方向性もあるのではないか。</p> <p>4) 随意契約方式 「関越自動車道 城之入川橋塗替塗装工事」</p> <p>・提出書類の不備により無効となった者が多いが、しっかりと周知されていたのか。</p> <p>・施工体制確認の結果、不適と判断しているが、その後、随意契約に移行するのではなく、第2回目入札を行っている。 第2回目入札の際、第1回の参加者には通知等されているのか。</p> <p>・先に施工体制確認資料の提出要請をした者が評価値において上回ることが難しいと考えて資料を提出しなかったのではないかという話があったが、2回目入札において、入札価格を見直した場合に落札者となる可能性はないのか。</p>	<p>・当社には入札前価格交渉方式として、市場の実勢価格を契約制限価格に反映させる制度があるが、その制度が理解されていない状況もあるようで、当社の工事に対して参加意欲が湧かないのかも知れない。 いろいろな制度について業界に理解してもらうことが重要と考える。</p> <p>・拡大型指名競争入札の場合、100者程度を標準として絞り込みを行っている。 本工事には土工工事と舗装工事が含まれているが、土工工事の施工実績のみを求めることで条件を緩和し、100者程度の指名となっている。 新潟県に加え近隣5県を指名対象とした場合、指名者は367者となり、効率化の観点から考えると難しいと判断した。</p> <p>・指名者以外の者も参加申請は可能であり、過去の実績を考慮すると県外からも参加してもらえるだろうという考えであったが、結果的に応札者が1者ということ踏まえると指名者に近隣の県も加えることについて、傾向を見ながら考えていく必要がある。</p> <p>・入札に参加する際の提出書類等については「入札者に対する指示書(指示書)」を確認したうえで参加することが前提となっている。 しかしながら指示書をよく確認していただけない実態もあることから、入札公告においても太字やフォントの大きさを変えるなどの工夫をしてきたところである。 今回の状況も踏まえて社内協議のうえ提出書類を少なくするよう対応している。</p> <p>・1回目入札の結果、有効な入札をした1者を対象として再度入札を実施したものである。 通知としては入札に参加した全者に通知されるが、再度入札に参加できるのは有効な入札をした者のみに限られる。</p> <p>・施工体制確認とは入札価格が安価なため、施工体制が妥当であることを資料で証明していただくことを目的としている。 その資料が不備であれば無効となり、2回目入札には参加できないのが現状である。</p>

	意見・質問	回 答
	<p>・調査基準価格を下回った場合、施工体制の妥当性を確認するとしてもどこまでを妥当と考えるのか。 敗者復活のような考え方はないのか。</p> <p>・施工体制確認資料の提出要請があった時点で落札者にはなれないという認識になるのであれば資料は提出はされないかもしれない。 施工体制確認資料の提出要請があった場合でも、落札者となる可能性があると分かれば資料を提出したかも知れないが、本工事の場合は1回目の入札結果により諦めたということではないか。 無効となった者は技術評価点が高い。入札価格が想定より安価であったことが無効に繋がったところはあるが、情報が与えられ適正な施工体制確認資料が提出された場合、より適正な契約になったかも知れない。</p> <p>2 調査等 「北陸自動車道 坂田橋床版取替設計」 ・意見等なし</p> <p>3 物品・役務 「令和2年度 新潟支社管内業務効率化検討業務」 ・意見等なし</p>	<p>・価格が低く、適正な施工体制資料が提出されていれば総合評価値が上位になる。 本工事の場合、適正な施工体制確認資料が提出されていれば1回目の入札で落札決定に至ったと考えられる。</p> <p>・そのような状況かも知れない。 この制度において、施工体制確認資料の提出要請があった場合は落札者になれないと考えさせてしまうとすれば、改善の検討も必要かもしれない。 本工事の場合、施工体制確認資料の提出要請をした者以外に契約制限価格を下回った者がいなかったが、応札者はその状況は分からない。</p>
審査結果の報告	<p>【講評】 ・本日審議しました案件については、適正に手続きされています。</p> <p>・全般的に競争性の確保が難しい状況のなか、情報周知、入札制度等、見直す余地はあるかも知れない。 現状、入札制度は新たに見直し等がされているようですが、競争性確保は常に必要なものと考えますので、更なる工夫等をお願いしたい。</p>	